

## 令和6年度海外視察研修派遣事業業務委託契約書（香港・マカオ）（案）

公益財団法人ひろしま産業振興機構を発注者とし、〇〇〇〇を受注者として、発注者と受注者は、次のとおり委託契約を締結する。

### （目的）

第1条 発注者は、海外視察研修派遣事業業務（香港）（以下「委託業務」という。）を次の各号に掲げるとおり受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

- (1) 委託業務名 令和6年度海外視察研修派遣事業業務（香港・マカオ）
- (2) 業務の内容 別紙「令和6年度海外視察研修派遣事業業務仕様書（香港・マカオ）」のとおりに
- (3) 委託期間 契約締結日から令和7年1月31日までとする。

### （委託料）

第2条 本契約の契約金額は、\_\_\_\_\_円とする（消費税及び地方消費税を含む）。ただし、当該契約金額のうち、契約単価を基礎として算定される部分については、別紙記載の契約単価に実績数量を乗じた金額とし、委託料の確定後に精算するものとする。この場合、上記実績の数量は、予定数量に達することを保証するものではない。

### （再委託などの禁止）

第3条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

### （報告義務）

第4条 受注者は、本件委託業務を完了したときは、速やかに完了報告書を発注者に提出しなければならない。

- 2 前項に定めるほか、受注者は、発注者の求めがあったときは、その都度、本件委託業務の実施状況を発注者に報告しなければならない。
- 3 受注者は、本件委託業務の実施に伴い、仕様書に定める業務内容、若しくは第2条に記載の契約金額等に変更が生ずるおそれのある事態が発生したとき又は仕様書記載の仕様に誤謬若しくは脱漏があることを発見したときは、速やかに発注者に報告しその指示を受けなければならない。この場合において、上記の業務内容、契約金額又はその他仕様等を変更する必要があるときは、発注者が書面によりこれを決するものとする。

### （仕様等の変更）

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様の変更又は第1条及び第2条記載の内容を変更することができる。この変更の内容及びその他の措置については、発注者が書面によりこれを決するものとする。

### （検査）

第6条 発注者は、第4条第1項ないし第2項の報告に基づき、本件委託業務の全部又は一部の成果及び履行内容を検査する。

- 2 前項の検査の結果、本件委託業務の全部又は一部の成果又は履行内容が仕様書又は発注者の必要とする水準に適合していないと発注者が判断するときは、受注者は、発注者の指定する期限までに、受注者の費用負担において、発注者の指示に従い、修補、契約金額減額、その他、必要な措置をとらなければならない。

### （委託料の支払い）

第7条 受注者は、前条の検査に合格したときは、速やかに請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書の提出を受けた日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

- 2 発注者は、受注者の請求により必要があると認めるときは、第2条に定める委託料の一部を前払いすることができる。

3 受注者は前項の委託料の前払いを請求しようとするときは、委託料前払い請求書を発注者に提出するものとする。

(契約の解除)

第8条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が、この契約に違反したとき
- (2) 受注者が、第1条第3号に定める委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき
- (3) 委託業務の実施について、受注者に不正の行為があったとき
- (4) 受注者が、正当な理由がなく発注者の指示に従わないとき
- (5) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を警察当局から発注者が受けたとき

2 受注者は、自己の責めに帰すべき理由によりこの契約が解除された場合には、第2条に定める委託料の額の10パーセントに相当する額を、違約金として発注者に支払うものとする。

(損害賠償)

第9条 受注者は、自己の責めに帰すべき理由により第1条第3号に定める委託期間内に委託業務を完了しない場合は、遅延日数に応じ、発注者が委託業務の未履行分に相当する委託料として定める額につき年3.0パーセントの割合で算定した金額を損害賠償金として発注者に支払うものとする。

(損害の負担)

第10条 受注者が、委託業務を実施するに際して、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者がその損害を負担する。

2 業務の実施にあたって、法令違反が発生した場合の全ての責任の所在は受注者が負うものとする。

(天災などによる履行不能)

第11条 受注者は、天災その他やむを得ない理由により、委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに発注者にその旨を申し出るものとする。

(秘密の保持)

第12条 受注者は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第13条 受注者は、この契約による委託業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

(疑義の解決)

第14条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年 月 日

発注者 広島市中区千田町三丁目7番47号  
公益財団法人 ひろしま産業振興機構  
代表理事副理事長 田邊 昌彦

受注者

## 令和6年度海外視察研修派遣業務(香港・マカオ)

| 内 訳                              |                   | 数量 | 単位 | 単価(円)<br>(税別) |
|----------------------------------|-------------------|----|----|---------------|
| 研修運営業務<br>(支払者:本財団及び参加者において按分負担) | 車両借上げ             |    |    |               |
|                                  | 添乗員               |    |    |               |
|                                  | 添乗員航空券、宿泊、食事など    |    |    |               |
|                                  | 通訳                |    |    |               |
|                                  | 小計                |    |    |               |
| 研修旅行業務<br>(支払者:参加者及び本財団)         | 旅行代金              |    |    |               |
| 事務局経費<br>(支払者:本財団)               | 市場調査等視察先提案        |    |    |               |
|                                  | 海外携帯電話レンタル        |    |    |               |
|                                  | 海外携帯電話通話料         |    |    |               |
|                                  | モバイルWi-Fiルーターレンタル |    |    |               |
|                                  | レセプション費用(招待者)     |    |    |               |
|                                  | レセプション会場費         |    |    |               |
|                                  | 視察先への土産           |    |    |               |
|                                  | 小計                |    |    |               |
| 合計                               |                   |    |    |               |